令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)に おける岩手県の特定水産資源の漁獲可能量のうち、くろまぐろ(小型魚)及びくろま ぐろ(大型魚)について、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項に定める 数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がすけ とうだら太平洋 系群の採捕を行 う水域	漁獲量の総量	現行水準	
するめいか	全ての漁業	左記漁業がする めいかの採捕を 行う水域	漁獲量の総量	現行水準	
くろまぐろ (小型魚)	全ての漁業	中西部太平洋条	漁獲量の総量	96.800トン	
くろまぐろ (大型魚)	全ての漁業	中西部太平洋条約海域	漁獲量の総量	64.900 トン	